

## 規 則

埼玉県文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第十四号

埼玉県文書管理規則の一部を改正する規則

埼玉県文書管理規則（平成十三年埼玉県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第四条中第四項を第五項とし、第一項から第三項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。

本庁及び地域機関における文書等の管理に関する事務を統括させるため、最高文書管理責任者を置く。

別表中「半導体製造」の次に「及び冷媒充填装置」を加え、「器器製造」の「用器」を削る。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に職員が作成し、又は取得した臨時職員の雇用等に関する文書等の保存期間については、なお従前の例による。